

道路交通法に基づく違法駐車車両等の保管公表

道路交通法第 51 条第 9 項の規定に基づき、警察署において公示をしました。

下記の車両及び積載物についてのお問い合わせは、公示している警察署（交通課）までご連絡下さい。

※ 公示日から3ヶ月間は公表されます。

[illegible]

道路交通法に基づく違法駐車車両等の保管公表

違法駐車車両等保管公表

道路交通法第51条第9項の規定により下記の車両及び積載物の保管を公示しましたので、同条第10項の規定に基づき公表します。

公 表 日	令和8年8月3日
公 示 者	渋谷警察署長
公 示 日	令和8年7月23日
車 名	BMW
塗 色	青
型 式	ABA-VA20
登 録 番 号	土浦 301 ほ 1048
積 載 物	現金103円（内訳100円硬貨1枚、1円硬貨3枚） ワイヤレスオーディオプレーヤー、デビットカード （UYEN NGUYEN THI TO名義）、リモコン、ETCカード （九州カード(株)発行）電子たばこ、サングラス、 傘 等
駐 車 場 所	東京都渋谷区道玄坂1丁目10番先路上
移動した日時	令和8年7月13日午後6時23分
保管開始日時	令和8年7月13日午後7時26分
保 管 場 所	東京都渋谷区渋谷3丁目8番15号 警視庁渋谷警察署
取 扱 警 察 署	渋谷警察署 電話 03-3498-0110（代表）